

船舶事故調査報告書

令和元年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成30年12月10日 18時22分ごろ
発生場所	千葉県千葉港千葉第2区 千葉港五井防波堤灯台から真方位146°110m付近 （概位 北緯35°33.1′ 東経140°04.0′）
事故の概要	貨物船第五十一開神丸は、航行中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	平成31年2月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第五十一開神丸、498トン
船舶番号、船舶所有者等	135135、開神海運有限公司
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 球状船首に亀裂及び凹損 防波堤 亀裂及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.2m、潮汐 高潮時
事故の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、市原航路東側入口付近を西北西進中、船長が、単独で船橋当直につき、赤色の灯光1個を左舷方に見て通過したので、千葉港五井防波堤を通過したと思い、左転して航行中、同防波堤に衝突した。 船長は、千葉港市原航路第6号灯浮標の灯光（単閃赤光、毎3秒に1閃光）をその西方に位置する千葉港五井防波堤灯台の灯光（群閃赤光、毎7秒に2閃光）と見間違えていたことを本事故後に知った。
分析	本船は、西北西進中、船長が、船位の確認を適切に行っておらず、五井防波堤を通過したと思い、左転して航行を続けたことから、同防波堤に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が西北西進中、船長が、船位の確認を適切に行っておらず、五井防波堤を通過したと思い、左転して航行を続けたため、同防波堤に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、夜間、港内を航行する際、事前に航路標識の灯質を確認し、適宜GPSプロッター等の航海計器を活用して船位を確認すること。